

## 都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名  
都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託

2 業務内容  
別紙業務説明資料のとおり  
概算業務価格（上限）は 29,000 千円（税込み）です  
なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします

3 スケジュール  
本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとします

事 項	時 期
① 公募型プロポーザル内容のHP公表	令和 8 年 6 月 12 日 (金)
② 参加意向申出書の提出期限	令和 8 年 6 月 23 日 (火) 17時まで
③ 提案資格確認結果通知書送付	令和 8 年 6 月 26 日 (金)
④ 質問書の提出期限	令和 8 年 7 月 1 日 (水) 17時まで
⑤ 質問書回答	令和 8 年 7 月 6 日 (月)
⑥ 提案書の提出期限	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 17時まで
⑦ 1次評価結果通知書の送付	令和 8 年 8 月 12 日 (水)
⑧ 2次評価（ヒアリング）	令和 8 年 8 月 26 日 (水)（予定）
⑨ 受託候補者の特定	令和 8 年 9 月上旬頃
⑩ 契約締結	令和 8 年 9 月中旬頃

4 参加資格  
参加資格は、次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこととします。

- (1) 参加者が単体の企業の場合は、次の条件を全て満たすこと。
- ア 「令和 7、8 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）」に登載されていること。ただし、参加意向申出書の提出時まで登録申請して、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していれば、この限りではない。
- イ アの名簿において、次の（ア）及び（イ）に掲げる営業種目での登録を認められていること。ただし、参加意向申出書の提出時まで登録申請して、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していれば、この限りではない。
- （ア）営業種目「904 造園設計」（細目「A 公園緑地基本・実施設計」及び「B 公園緑地企画・調査・計画」）
- （イ）営業種目「905 建設コンサルタント等の業務」（細目「A 建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」）
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- エ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされておらず、その開始決定がされていないこと。
- カ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- キ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く）。
- ク 横浜市指名停止等措置要綱による停止措置を受けていないこと。

- ケ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- コ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者であること
- サ 本業務の履行期間内に、管理技術者及び担当技術者を配置すること。管理技術者は、参加者の組織に所属していること。また、管理技術者と担当技術者を兼任していないこと。なお、管理技術者とは、契約の履行にあたり、業務の技術上の管理を行う者、担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者をいう。

(2) 参加者が共同企業体である場合は次の条件を満たすこと

- ア 代表者たる構成員は、前号ア、ウ～コの条件を全て満たし、前号イ（ア）又は（イ）の条件を満たすこと
- イ 代表者以外の構成員は、前号ア、ウ～コの条件を全て満たすこと
- ウ 共同企業体は、前号イを満たす構成とすること
- エ 代表者たる構成員は、管理技術者を 1 名配置し、その他の構成員は、担当技術者を 1 名以上配置すること。なお、配置する予定の管理技術者及び担当技術者は、それぞれの構成員の組織に所属していること
- オ 本プロポーザルにおいて、共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと

5 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出期限

提出期限 令和 8 年 6 月 23 日（火） 17 時まで（必着）

(2) 提出書類

次の書類について所定の様式に基づき作成し、提出するものとします。用紙の大きさは原則 A 4 版縦とします。

- ア 参加意向申出書（様式 1）
- イ 共同企業体協定書兼委任状（様式 2）※共同企業体の場合のみ提出
- ウ 誓約書（様式 3）

(3) 提出先 横浜市都市整備局まちづくりプロジェクト推進部

まちづくりプロジェクト推進課 落合・大木

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 22 階

電話 045-671-4863

電子メール tb-machipro@city.yokohama.lg.jp

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

（注意）・持参以外は、発送後、提出先まで電話連絡を行ってください。郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、市役所開庁日の 9 時～12 時、13 時～17 時の間に提出してください。

(5) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書（別紙 1）を電子メールにて送付します。なお、提案資格を有すると認めた場合は、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙 2）を電子メールにて送付します。

ア 通知日 令和 8 年 6 月 26 日（金）

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の 17 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に

説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 6 質問書（様式4）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、ホームページにおいて、掲載します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和8年7月1日（水） 17時まで（必着）
- (2) 提出先 5(3)と同じ
- (3) 提出方法 5(4)と同じ
- (4) 回答日及び方法 令和8年7月6日（月）までにホームページに掲載します。

## 7 提案書の内容

- (1) 提案については、次のア～カに関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書表紙（様式5）

イ 業務実施体制（様式6）

ウ 予定技術者の保有資格と同種業務の実績（様式7）

エ 業務提案（様式8～10（A3サイズ・横向き・各片面1枚まで））

業務説明資料6(1)、(2)、(3)にかかる以下の項目について記載してください。

- (ア) 都市のみどりのコンセプトの考え方についての提案

都心臨海部に象徴的なみどり空間を創出することで、横浜の新たな象徴となる都市景観を創出するための都心臨海部におけるみどり空間形成のコンセプト、考え方などを記載してください。

なお、対象エリアは、別図1のとおりとします。

- (イ) (ア)のコンセプトを具現化する拠点の一つとして赤レンガパークにおけるみどり空間について、次の①、②の提案

- ① 立地特性に応じたみどり空間の形成の考え方及び空間デザインの提案

海や港、歴史的建造物、背景のみなとみらいの高層建築群といった横浜を象徴する要素を生かした象徴的な都市景観を形成するような緑化の考え方などを提案してください。

- ② 緑化による都市環境の改善に関する考え方の提案

みどり空間の創出による暑熱対策や滞在性向上など、イベント時も踏まえた、都市環境の改善に資するみどりの多様な効果・効能の発揮に関する考え方を提案してください。

### 【提案にあたっての前提条件】

- ・検討エリア図（別図2）の範囲を対象としてください。
- ・赤レンガパークから象の鼻パークへとペDESTリアンブリッジの整備の予定があります。（別図2、参考図1、2参照）
- ・赤レンガパーク第二駐車場は、上部に人工地盤を設け、緑化する方向で検討してください。（別図2、参考図1、2参照）
- ・旧横浜港駅プラットホームに近接して、蒸気機関車の展示も検討しています。（別図2、参考図3参照）
- ・対象区域内の歴史的建造物（旧横浜港駅プラットホーム、旧税関事務所遺構）は、保存するものとしてください。
- ・景観計画に記載の視点場からの赤レンガ倉庫の眺望に配慮してください。
- ・多くのイベントで利用されており、ステージや観覧エリア、飲食エリア等が設けられることがありますので、配慮してください（検討エリア図参照。規模、範囲等の詳細については、委託業務の中で調整を行います）。

- (ウ) (ア)のコンセプトを具現化する拠点の一つとして高島中央公園におけるみどり空間につ

いて、次の①、②の提案

① 立地特性に応じたみどり空間の形成の考え方及び空間デザインの提案

水際線とまちをつなぐ軸線（キング軸）上に位置し、周辺街区を結び付ける拠点となることから、居住、ビジネス、観光・エンタメ機能が集積する都市の中心で、働く人や市民、来街者が、豊かな緑の中で憩い、遊び、交流ができるような空間形成の考え方などを提案してください。

② 緑化による都市環境の改善に関する考え方

高密度な都心部において、都市環境の改善に資するみどりの多様な効果・効能の発揮に関する考え方を提案してください。

**【提案にあたっての前提条件】**

- ・検討エリア図（別図3）の範囲を対象としてください。（業務説明資料6（3）に記載の市道高島台第242号線及び市道高島台第243号線における歩道空間の検討はプロポーザルの提案から除きます。）
- ・一部地下に災害用給水タンクが設置されています。
- ・地域でのイベントでの利用が可能な平坦なエリアを一定程度確保した提案としてください（規模等については、委託業務の中で調整を行います）。

オ ワーク・ライフ・バランスに関する取組等（様式11）

カ 提案書の開示に係る意向申出書（様式12）

キ 参考見積書（任意様式）

本業務に係る提案内容の費用について、業務項目ごとに人工、単価、数量を明らかにし、見積もりしてください。（業務説明資料「6 業務内容」に記載の内容について。）

なお、「2 業務内容」に記載の概算業務価格の範囲内としてください。

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書や図表を用いて分かりやすく記述してください。

イ 文字の大きさは、注記等を除き、原則 10 ポイント以上の大きさとしてください。

ウ 多色刷りは可としますが、評価の際にモノクロ複写する場合がありますので、見やすさに配慮をお願いします。

エ 提案書表紙（様式5）を除き、社名や商標、マーク等、提案者を認識できるものの記載は一切行わないでください。

## 8 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

ア 提出部数 紙：10部 電子データ：一式（PDF形式で、CD・DVDに記録したもの）

イ 提出先 5(3)と同じ

ウ 提出期限 令和8年7月31日（金）17時まで

エ 提出方法 持参、郵送のみ

（注意）・郵送の場合は、発送後、提出先まで電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、市役所開庁日の9時～12時、13時～17時の間に提出してください。

### (2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した予定担当技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできません。

オ 提案内容の変更は認められません。

カ 提案書等の提出は、原則、1者につき1案のみとします。

## 9 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 10 1次評価結果の通知

提案書を提出した者のうち、2次評価の対象となる者及び対象とならない者に対して、1次評価結果通知書（別紙3）を電子メールで通知します。

### (1) 通知日

令和8年8月12日（水）

### (2) その他

対象とならない旨の通知を受けた提案者は、書面により対象とならない理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

## 11 ヒアリングによる2次評価の実施

2次評価対象者に対して、次により提案内容に関するヒアリングを行います。

### (1) 実施予定日時

令和8年8月26日（水）13時～17時

### (2) 実施場所

横浜市庁舎会議室

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

### (3) ヒアリングへの出席者

1者（共同提案の場合、1共同企業体）あたり3名以下としてください。

### (4) ヒアリング内容

ア 7(1) エ業務提案（ア）、（イ）、（ウ）について

イ その他

ヒアリングは、業務提案の説明15分、質疑10分を予定しています。

### (5) その他

実施日は、前後する場合があります。時間等詳細については、別途お知らせします。

## 12 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	都市整備局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること

<p>委員</p> <p>都市整備局 都市整備局長 企画部長 企画部総務担当部長 まちづくりプロジェクト推進部長 都心活性化推進部長 地域まちづくり部長 防災まちづくり推進室長 市街地整備部長 総務課長</p> <p>総務局 契約第二課長</p>	<p>委員長 都市整備局 企画部総務担当部長</p> <p>副委員長 都市整備局 まちづくりプロジェクト推進部長 政策経営・国際戦略局 経営戦略部長</p> <p>委員 都市整備局 企画課担当課長 みどり環境局 戦略企画課まちづくり連携担当課長 港湾局 整備推進課長</p>
---	---

### 13 特定・非特定の通知

2次評価を受けた者のうち、受託候補者に特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（別紙4）により、電子メールで通知します。

#### (1) 通知日

令和8年9月上旬

#### (2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時まで提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

### 14 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

### 15 プロポーザル手続における注意事項

(1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

(2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の提案資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

16 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との不正な接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

17 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要する。

都市のみどりのコンセプト検討エリア図

別図 1



※検討エリアは、横浜駅、みなとみらい、関内・関外、山下ふ頭のエリアとします。

赤レンガパーク検討エリア図

別図 2



- 検討エリア
- ベデストリアンブリッジ想定位置
- 旧横浜港駅PF及び蒸気機関車想定地
- 旧税関事務所遺構
- 特にイベントで利用されるエリア
- 赤レンガパーク第二駐車場

高島中央公園検討エリア図

別図 3



検討エリア

災害用地下給水タンク

イメージ図 (ペDESTリアンブリッジ)

参考図 1

※「水際線まちづくりコンセプトプラン」より掲載



view 3: 赤レンガパークと象の鼻パークの回遊性の向上

参考図 2

### イメージ図（新たなにぎわい・集客施設の整備）

※「水際線まちづくりコンセプトプラン」より掲載



参考図 3

### イメージ図（旧横浜港駅プラットホーム周辺）

※「水際線まちづくりコンセプトプラン」より掲載



view 1：歴史に触れられる新たな魅力スポットとして再整備

(別紙1)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。  
(理由) ××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに都市整備局まちづくりプロジェクト推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者  
都市整備局まちづくりプロジェクト推進課  
氏名 落合、大木  
電話 045-671-4863  
F A X 045-550-3905  
E-mail [tb-machipro@city.yokohama.lg.jp](mailto:tb-machipro@city.yokohama.lg.jp)

(別紙2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)

様

横浜市契約事務受任者

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託

### 提出書類

- 1 質問書（提出期限 令和8年7月1日（水）17時まで（必要がない場合は不要））
- 2 提案書（提出期限 令和8年7月31日（金）17時まで（必着））
- 3 その他関係書類
  - (1) 提案書の開示に係る意向申出書
  - (2) 参考見積書及びその内訳書（様式自由、人工を明記）

提案書の作成に必要な資料（提案書作成要領、様式、業務説明資料等）は、横浜市ホームページよりダウンロードできます。

### 連絡担当者

都市整備局まちづくりプロジェクト推進課  
氏名 落合、大木  
電話 045-671-4863  
F A X 045-550-3905  
E-mail tb-machipro@city.yokohama.lg.jp

(別紙3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 1 次評価結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、1次評価の結果を次のとおり通知します。

件名：都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託

結果①：1次評価を通過しましたので、2次評価（ヒアリング）に出席してください。

2次評価（ヒアリング）の実施日時等

日時： 年 月 日 時

場所：

結果②：1次評価を通過しませんでした。

(理由) ××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに都市整備局まちづくりプロジェクト推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

都市整備局まちづくりプロジェクト推進課

氏名 落合、大木

電話 045-671-4863

F A X 045-550-3905

E-mail [tb-machipro@city.yokohama.lg.jp](mailto:tb-machipro@city.yokohama.lg.jp)

(別紙4)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託

結果①：最適であると特定しました。  
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。  
理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに都市整備局まちづくりプロジェクト推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者  
都市整備局まちづくりプロジェクト推進課  
氏名 落合、大木  
電話 045-671-4863  
F A X 045-550-3905  
E-mail [tb-machipro@city.yokohama.lg.jp](mailto:tb-machipro@city.yokohama.lg.jp)